

「対応すべき悪質な行為の範囲」の検討（案）

（１）民事

リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為のうち、差止請求の対象として特に対応する必要がある悪質な行為類型はどの範囲か。

<本小委員会における主な意見>

- ・リーチサイトなど提供する行為が違法とされるのは、侵害コンテンツを公衆送信するという結果に対して因果的に寄与しているからであり、行為が結果に対してどれぐらい危険性のある行為なのかをみななければならない。…違法性の程度には段階があり、評価しなければいけない。
- ・利益衡量の対象として、考えるべき重要なものだとすることを前提にしなければならない。悪質なものに限るのは大前提であって、その悪質性というのは極めてレベルの高いものでないと問題があろう。

論点 1 差止請求の対象として特に対応する必要がある悪質な行為類型は、誰のどの行為と考えられるか。

<サイト型>

昨年度行った権利者側へのヒアリングによれば、リーチサイトによる侵害コンテンツへの誘導行為には、サイトを運営する行為とリンク情報を掲載する行為が含まれ、これら両方の行為を同一人が行う場合と、各々の行為を異なる者が行う場合がある（参考資料 3「リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為の行為類型」参照）。

	ケースⅠ	ケースⅡ
リンク情報の掲載	甲	乙
サイトの運営	甲	丙

(ケースⅠの例)

甲が、開設して運営するブログサイトにリンク情報を掲載する。

(ケースⅡの例)

乙が、丙が開設して運営する掲示板サイトに、リンク情報を掲載する。

これらの2つのケースにおいて、例えば差止請求の対象として以下の行為が考えられるが、これらのうちどの行為が、差止請求の対象として特に対応する必要が高い悪質な行為類型と考えられるか。

- a. ケースⅠにおいて、甲が、リンク情報を掲載する・削除しない
- b. ケースⅠにおいて、甲が、サイトを運営する
- c. ケースⅡにおいて、乙が、リンク情報を掲載する・削除しない
- d. ケースⅡにおいて、丙が、リンク情報を削除しない
- e. ケースⅡにおいて、丙が、サイトを運営する

また、権利者側へのヒアリングとプラットフォーム等へのヒアリングによれば、ケースⅠの甲とケースⅡの丙がサイトの運営を行うにあたって、ブログサービスや掲示板サービス等の第三者が提供するウェブアプリケーションを利用している場合がある。甲又は丙が、サイトの運営を行うにあたって、第三者が提供するブログサービスや掲示板サービス等のウェブアプリケーションを利用している場合においては、当該第三者の行為について、例えば差止請求の対象として以下の行為が考えられるが、差止請求の対象として特に対応する必要が高い悪質な行為類型と考えられるか。

- f. ケースⅠ又はⅡにおいて、甲又は丙にウェブアプリケーションを提供する第三者が、リンク情報を削除しない

<アプリ型>

昨年度行った権利者側へのヒアリングによれば、リーチアプリによる侵害コンテンツへの誘導行為は、アプリ提供者がユーザへアプリを提供し、アプリを介してリンク情報を提供する行為である。また、ユーザへのアプリの提供は、マーケットプレイスを介して行われることが一般的である。

これらを踏まえ、例えば差止請求の対象として以下の行為が考えられるが、これらのうちどの行為が、差止請求の対象として特に対応する必要が高い悪質な行為類型と考えられるか。

- g. アプリ提供者が、(アプリ機能全体のうち)リンク情報を取得させる機能を
提供する・削除しない
- h. アプリ提供者が、アプリを提供する・削除しない
- i. マーケットプレイス運営者が、アプリを削除しない

<本小委員会における主な意見>

- ・サイト自体を閉鎖させるというようになると、過剰差止の問題が生じる。
- ・リンク情報の提供とアプリを介した提供が差し止められるようにしておけばいい。サイト全体は、それ以外の行為もあるかもしれないからである。
- ・リンクがあるからサイトの運営自体を止めなさいということまで著作権法でしてしまうかということについては、言論の萎縮が生じるのではないか。
- ・個々のリンクに問題が集中することによって、結果的に一番恐れている個人の発言の自由であるとか、一般の人々に対する萎縮効果は大きい。…個々のリンクを張る行為が問題だとしても、それを単体で捉えるということについては、かなり慎重になるべき。
- ・サイトの運営行為も対象に含めるのかについては、当然検討の対象になっているものと理解している。…違法性の程度という観点から言えば、侵害行為を助長する程度はサイトの運営の方が高いということもあり得る。

論点2 サイトに掲載されているリンク情報の数や侵害コンテンツへのリンク情報である割合といったリンク情報の状態により、差止請求の対象として特に対応する必要が高い悪質な行為類型に該当するか否かを区別すべきか。

仮に、区別すべきと考える場合、どのようなリンク情報の状態を対象とすべきか。

例えば、資料5-2の場合が考えられるが、どうか。

<本小委員会における主な意見>

- ・侵害コンテンツへのリンクを多数掲載したといったような量的なもの、サイトの中での違法コンテンツの量みたいなものという部分は、主観的な要素を判断する中で違法コンテンツの拡散を助長する目的を裏付けるような事実として考慮をすれば良い。
- ・多数侵害コンテンツのリンクが張られている場合に限られず、問題は個々のリンクそのものではないか。個々のリンクに問題があったら、それをどうするかという話なのだろう。多数掲載したというのは、主観的要素を判断する事情というふうに取り扱われるのではないか。

論点3 リンク先の侵害コンテンツがどのようなものである場合に、差止請求の対象として特に対応する必要がある悪質な行為類型と考えられるか。

例えば以下の選択肢が考えられるがどうか。

- a. 著作権者等が有償で提供している著作物等がそのままコピーされたもの(デッドコピー)
- b. 著作権者等が有償で提供している著作物等が複製されたもの
- c. 著作権者等が有償で提供している著作物等が複製又は翻案されたもの

<本小委員会における主な意見>

- ・有償著作物等のデッドコピーであれば著作権者に与える不利益は非常に大きいので、抑止する必要性は非常に高いが、そうでないものに対しては、そこまで抑止する必要性は高くない。
- ・リンク先のコンテンツの利用は複製でいいのではないか。場合によっては、翻案でも良いかもしれない。デッドコピーに限定すると回避する方法等を対処されて、實際上、立法化する意味がなくなる。

論点4 どのようなリンク情報が提供される場合に、差止請求の対象として特に対応する必要がある悪質な行為類型と考えられるか。

例えば以下の選択肢が考えられるが、どうか。

- a. ネットワーク回線を介してハイパーテキストにより提供されるリンク情報
- b. ネットワーク回線を介して提供されるリンク情報（例えば、URLの文字列を提供するなど、ハイパーテキストによる提供に限定されない）

論点5 どのような主観を有する場合に、差止請求の対象として特に対応する必要がある悪質な行為類型と考えられるか。

例えば以下の場合が考えられるが、どうか。

- a. 侵害コンテンツへのリンク情報であることを知っている場合
- b. 侵害コンテンツの拡散を助長する目的を有する場合
- c. 営利目的を有する場合
- d. 著作権者等の利益を害する目的を有している場合

<本小委員会における主な意見>

- ・主観的要件で情を知ってということと違法コンテンツの拡散を助長する目的がある場合には差止請求等の対象にしてもいいのではないか。
- ・情を知って，営利目的又は助長する目的で良いだろう。
- ・幫助は違法行為を助長する目的といったような主観的な要素で絞りを掛けないと初めて違法にならないというのが一般法の解釈だろう。情を知ってと助長する目的は必須で，更に絞りを掛けるときに営利目的とを出すかどうかというあたりが問題となるのではないか。